

# 重 要 事 項 説 明 書

教育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 第 1 事業者

|            |                      |
|------------|----------------------|
| 事 業 者 名 称  | 学校法人自由ヶ丘学園           |
| 主たる事務所の所在地 | 愛知県名古屋市千種区富士見台 3－9－2 |
| 法 人 種 別    | 学校法人                 |
| 代 表 者 氏 名  | 吉田 宏道                |
| 電 話 番 号    | 0 5 2－7 2 1－0 1 7 1  |

## 第 2 ご利用施設

|             |                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 施 設 の 種 類   | 幼稚園                                                |
| 施 設 の 名 称   | 第三自由ヶ丘幼稚園                                          |
| 施 設 の 所 在 地 | 名古屋市千種区千代が丘 1－2 4                                  |
| 管 理 者 氏 名   | 中島 真理子                                             |
| 連 絡 先       | 電 話 0 5 2－7 7 3－0 8 5 8<br>FAX 0 5 2－7 7 3－0 8 5 4 |

## 第 3 施設の目的・運営方針

第三自由ヶ丘幼稚園（以下、「当園」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他関係法令及び関係条例の理念にのっとり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育を行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

学校法人自由ヶ丘学園は、1.感謝の気持ちを養う 2.忍耐を養う 3.創造性を養う を軸に、様々な体験、遊び、生活から学びを得られるように環境を構成しています。

「早く目標に到達させるのではなく、遠くまでしっかりと自分の足で歩いていける力を身につけること」「生きる力の根っこを育てること」を目標にしています。

学園と保護者と地域とがチームになって子どもの成長を促します。

## 第4 施設・設備等の概要

### (1) 施設

|     |         |                     |
|-----|---------|---------------------|
| 敷 地 | 敷 地 全 体 | 1695 m <sup>2</sup> |
|     | 園 庭     | 800 m <sup>2</sup>  |
| 園 舎 | 構 造     | RC 造                |
|     | 延 べ 面 積 | 1047 m <sup>2</sup> |

### (2) 主な設備

| 設 備   | 居 室 数 | 備 考              |
|-------|-------|------------------|
| 保 育 室 | 7 室   | 一時預かり事業等に使う部屋を含む |
| 遊 戯 室 | 2 室   |                  |
| 調 理 室 | 無し    |                  |
| 職 員 室 | 1 室   |                  |

## 第5 利用定員

| 認 定 区 分       | 利 用 定 員 |
|---------------|---------|
| 1 号 認 定 子 ど も | 6 0 人   |

## 第6 職員の配置状況

当園では、教育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

| 職 種           | 員数 | 常勤  | 非常勤 | 備考                   |
|---------------|----|-----|-----|----------------------|
| 園長            | 1  | 1   | —   |                      |
| 副園長・主任        |    | (1) | —   | 教諭を含む                |
| 教諭            | 9  | 6   | 3   | 常勤をクラス数<br>+ 1 以上とする |
| 事務職員          | 2  | 2   | 0   |                      |
| 教諭 子育て支援・預り担当 | 4  | 0   | 4   |                      |

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

## 第7 職員の勤務体制

| 職 種   | 勤 務 体 制                                                                                | 備 考                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 常勤全職種 | 平日<br>8 : 1 0 ～ 1 8 : 0 0<br>土曜<br>8 : 3 0 ～ 1 3 : 1 5<br>長期休業中<br>8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 | 土曜、長期休業中はシフト勤務をします。 |

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 第8 教育を提供する日、時間

| 開 所 曜 日 | 1 号 | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 |                                                                                                                                                        |
|---------|-----|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 所 時 間 | 1 号 | 平日                | 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0<br>ただし、春季休業（3月22日～4月5日）、<br>夏季休業（7月21日～9月5日）及び<br>冬季休業（12月20日～1月6日）を除く。<br><br>夏季休業中、及び冬季休業中は、日直体制を敷き、<br>一時預かり事業を行います。春季休業は行いません。 |
|         |     | 土曜日               | 月2回の頻度で、8 : 3 0 ～ 1 1 : 3 0の間、子育て支援事業として自由登園を行っております。                                                                                                  |
|         |     | 日曜日・祝日            | 休園日                                                                                                                                                    |
| 学 期     | 1 号 | 1 学期              | 4月1日 ～ 8月31日<br>内 長期休業を除く<br>4月6日頃 ～ 7月19日頃                                                                                                            |
|         |     | 2 学期              | 9月1日 ～ 12月31日<br>内 長期休業を除く<br>9月6日頃 ～ 12月20日頃                                                                                                          |
|         |     | 3 学期              | 1月1日 ～ 3月31日<br>内 長期休業を除く<br>1月7日頃 ～ 3月21日頃                                                                                                            |

※ 8月13日から8月15日、12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第19条に規定される教育保育給付認定の各区分を表しています。

## 第9 提供する教育の内容

当園は、幼稚園教育要領（文部科学省告示第 174 号）等に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる教育の提供等を適切に行います。

### （1） 当園の教育理念、目標

- ・自分で課題を見つけ、自ら考え主体的に判断、行動する力
- ・自らを律しつつ他人と協調する豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力

生きる力としてこれらを考え、遊びの保育の日々の生活の中で自発的に学べるよう環境を設定します。特に、行事等の構成では、子どもたちが創造し、発信した形を大切にします。

基礎的な生活リズム、スキルを身につけるための一斉活動の時間は最低限取りながら、子どもたちが自由に遊び、活動できる時間を長くとるようにしています。

### （2） デイリープログラム（一日の流れ）

| 平 日   |                                                      | 水 曜 日 |                          |
|-------|------------------------------------------------------|-------|--------------------------|
| 時間    | 活 動                                                  | 時間    | 活 動                      |
| 8:30  | バス通園児、順次登園                                           | 8:30  | 平日に同じ<br>平日より早めに昼食をとります。 |
| 8:45  | 徒歩通園児、登園、朝の会まで自由遊び                                   | 8:45  |                          |
| 9:30  | 朝の会<br>以降クラス活動、遊びの時間等<br>12 時頃に昼食を取りますが、決まった時間はありません | 9:30  |                          |
| 14:00 | 降園                                                   | 13:00 | 降園                       |
| 17:00 | 一時預かり保育終了時間                                          | 17:00 | 一時預かり保育終了時間              |

※ おやつについては、可能な範囲で食物アレルギー対応で提供し宗教食の配慮もします。

(3) 年間行事計画

| 月    | 行 事                                      |
|------|------------------------------------------|
| 4 月  | ・始業式 ・入園式 ・慣らし保育(年少、期間未定)                |
| 5 月  | ・こどもの日の会 ・遠足 ・内科検診                       |
| 6 月  | ・プラネタリウム見学 (年長) ・父の日の会 (年長) ・プール開き ・歯科検診 |
| 7 月  | ・七夕の会                                    |
| 8 月  | ・夏季保育 (8 月中 3～4 日間)                      |
| 9 月  | ・敬老の日の会                                  |
| 10 月 | ・運動会 ・バス遠足<br>・年長児親子登山(希望者のみ・土曜日)        |
| 11 月 | ・創立記念の会 ・おみせごっこ (年中長縦割り保育)               |
| 12 月 | ・サンタさんと一緒にの会 ・餅つき                        |
| 1 月  |                                          |
| 2 月  | ・節分                                      |
| 3 月  | ・ひなまつり会 ・お別れ会                            |

※ 誕生会は毎月、身体測定・避難訓練は随時実施します

(4) 給食の提供

基本はお弁当を持参していただきます。

月・木・金はにりん草(株)のお弁当を注文することが可能になっています。(1食 360 円、副食費免除該当者は 80 円)

水曜日はおやつを取ります。

(5) その他の事業の実施状況

・預かり保育事業

子育て支援の充実を目的として、1号認定の在園児を対象に預かり保育を実施する事業です。

愛知県より助成を受けて、事業を実施します。

・エンジョイサタデー(土曜日自由登園)

毎月 2 回、土曜日を、家族参加可能、園児のみ参加も可能の自由登園日とし、一体となって遊びます。事前申し込みがあれば、地域の方も参加可能です。

・おやこ広場

当園が子育て支援事業の一環として行う未就園児親子教室です。

月平均 3 回程度(行事で変動)、1 回 90 分、専任の教諭と共に親子で様々な遊びをします。

年 5 回ほど、講師の先生を招いて子育てに関する講演会をします。(一般参加可能)

月会費 3000 円、入会金 5000 円(保険料込み)

・かんがる一ひろば

未就園児向けに園庭開放を行います。おやこ広場と同じ専任の教諭が補助や保育相談に入ります。  
保険料 年額 1200 円（おやこ広場参加者は無料）

・2 歳児保育

満三歳入園前の学齢 2 歳児の子を週 1 回、母子分離にて保育をします。  
受け入れは満三歳入園予定の方のみとなります。

## 第 10 利用料金

### （1）教育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。（幼児教育無償化により 0 円）

### （2）教育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

- ・便宜に要する費用・・・当園では、第 9 に掲げる教育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いいただきます。  
おやつにかかる費用（副食費）は教育充実費に含めます。
- ・特定負担額・・・教育充実費等諸経費 月額 800 円

| 区 分          | 項 目               | 負 担 額                                |
|--------------|-------------------|--------------------------------------|
| 便宜に要する費用     | 制服代               | 一式 20000 円程度                         |
|              | 文具・教材費            | 入園年度 10000 円程度<br>進級時 4000 円程度       |
|              | 通園バス代（利用者のみ）      | 月額 3000 円                            |
| 希望者のみ<br>行事費 | 年長児 お泊り保育<br>親子遠足 | 2000 円程度<br>12000 円程度<br>(令和 7 年度実績) |
| 特定負担額        | 教育充実費等諸経費<br>入園料  | 月額 1300 円<br>入園申込時 20000 円           |

※ PTA 会費月 700 円（令和 8 年度）、その他、写真代などの費用が発生することがあります。

※ 本園の副食費は「給食実施に付随するもの」ではないため、一部世帯に対する幼児教育無償化の中の副食費免除には該当いたしません。

## 第 1 1 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、教育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

## 第 1 2 緊急時等の対応方法

- (1) 学校医

後藤 玄夫 先生 名城病院名誉院長

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先、かかりつけ医院への連絡を行い、又は学校医への連絡、救急の病院案内への連絡を行います。

当園の学校医は総合病院勤務であり、地域では開業しておりませんので、地域の医院とは別途連絡を取り合っております。

- (2) 災害共済給付制度への加入

当園では、日本スポーツ振興センターの災害給付に加入しています。(PTA 会費より)

## 第 1 3 非常災害対策

|                               |                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 暴 風 警 報 発 令 時                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 6 時現在発令中の場合は、午前を休園とする。</li><li>・ 8 時現在発令中の場合は、午後も休園とする。</li><li>・ 6 時～8 時に解除された場合は、11 時より自由登園とする。</li><li>・ 登園後に発令の場合は、即時お迎えをお願いします。</li><li>・ すべての対応は、その都度一斉メールで通知する</li></ul> |
| レベル 5 緊急安全確保<br>レベル 4 避難指示発令時 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 暴風警報に準じます</li></ul>                                                                                                                                                             |
| 南海トラフ地震臨時情報発表時                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 状況によってお迎えをお願いしたり、休園したりすることがあります。その場合は一斉メール等で通知いたします。</li></ul>                                                                                                                  |
| レベル 3 大雨警報等発令時                | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 6 時現在発令中の場合は自由登園とする。</li></ul>                                                                                                                                                  |
| 避 難 訓 練                       | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 毎月 1 回以上、随時行っています。</li></ul> <p>通常は園外への避難は考えておりませんので、園外への訓練は行っておりません。状況を見て、広域の避難所への避難をする場合は、園の入口への告知の上移動します。</p>                                                                |
| 非 常 災 害 用 備 蓄                 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ パンの缶詰</li><li>・ 水 (共に教材費に含む)</li></ul>                                                                                                                                          |

#### 第14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、保育時間は常に玄関を施錠し、教職員によってのみ開錠する。併せて、行政機関等に依頼し、不審者対応訓練を行う。

事故防止については、軽微な怪我を完全に防ぐことは子どもの挑戦を阻害するので程度の問題になりますが、重大事故に発展しないようにポイントを抑えて見守ると共に、他園での事故情報に際しては自園で同じことを起こさないようにどうすればいいかを検討・確認しております。

#### 第15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

#### 第16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

|                 |         |     |        |
|-----------------|---------|-----|--------|
| 当 園 苦 情 相 談 窓 口 | 苦情解決責任者 | 理事長 | 吉田 宏道  |
|                 |         | 学園長 | 吉田 敬岳  |
|                 | 苦情受付担当者 | 園長  | 中島 真理子 |

他、主任・担任など、どなたに相談していただいてもかまいません。

#### 第17 その他留意していただきたいこと

- (1) 原則、PTA にはご入会いただきます。
- (2) 本園は、自由ヶ丘学園の中の3園で保護者負担に差が出ないように調整するため、特定負担額等の納入額・時期が一般的な施設給付園と異なる場合がありますのでご了承ください。
- (3) 利用者負担額は卒園まで同額を保障するものではありません。その場合、施行3ヶ月以上前に保護者に通知し、同意を得るものとします。

※この重要事項説明書の内容は、令和9年4月施行の情報です。